

## 四街道市農業委員募集要項

### 1 募集人数

14人

### 2 任期

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

### 3 身分及び報酬の額

四街道市の特別職の非常勤職員として、月額45,000円

### 4 職務内容

- (1)毎月開催される農業委員会の総会に出席し、農地法や他法令に基づく農地の権利に係る許認可等に関して審議を行うとともに、審議に関連する現地調査を行います。
- (2)農地利用最適化推進委員と連携して、担い手等への農地の集積・集約、遊休農地の発生防止・解消に向けた活動や、農地の巡視、違反転用の監視、農業への新規参入の促進等の活動を行います。
- (3)農家からの相談に対する対応、農家への助言・指導を行います。
- (4)農業委員の業務に関する各種会議や研修会に出席します。

### 5 推薦及び応募の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、所掌する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、選任予定日（令和7年4月1日）において、原則として本市に住所を有する方。

但し、次の者は除きます。

- (1)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2)禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3)本市の一般職の職員

### 6 推薦及び応募に係る手続等

推薦及び応募の方法は、次の3つの方法があります。

①市内全体からの推薦	農業者等3名以上が連名し、代表者が推薦 様式 農業委員推薦書（個人推薦）
②農業者が組織する団体等による推薦	団体等の代表者が推薦 様式 農業委員推薦書（団体推薦）
③本人による応募	様式 農業委員応募書（応募）

※様式への記載は、記載例を参考にしてください。

※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募することができますが、兼任はできません。

## 7 様式の入手方法

募集要項、様式等の関係書類は、市ホームページからダウンロードできるほか、市役所産業振興課及び農業委員会事務局でも配布します。

## 8 募集期間及び提出方法

令和6年11月1日（金）から令和6年11月29日（金）まで【必着】

※但し、郵送の場合は11月29日消印有効。

※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

## 9 応募状況の公表

募集期間の中間（11月中旬頃）及び期間終了後に、「委員推薦書」「委員応募書」に記載されている住所、本籍、生年月日、電話番号を除いた記載事項を公表します。

## 10 選任の方法

四街道市農業委員評価委員会において、提出された書類をもとに協議、決定します。その後、四街道市議会に議案として提出し同意を得た後、市長が任命します。

## 11 問い合わせ先 ※令和6年10月の新庁舎移転後は、『新庁舎2階』となります

○農業委員に関すること

四街道市地域共創部産業振興課農政係（市役所新館4階）

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

電話 043-421-6133

○農地利用最適化推進委員に関すること

四街道市農業委員会事務局（市役所分館2階）

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

電話 043-421-6155